

平成19年2月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明
	「予算案」 29件	
1	平成19年度秋田市一般会計予算の件	資料別紙
2	平成19年度秋田市土地区画整理会計予算の件	資料別紙
3	平成19年度秋田市市有林会計予算の件	資料別紙
4	平成19年度秋田市市営墓地会計予算の件	資料別紙
5	平成19年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	資料別紙
6	平成19年度秋田市農業集落排水会計予算の件	資料別紙
7	平成19年度秋田市大森山動物園会計予算の件	資料別紙
8	平成19年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	資料別紙
9	平成19年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	資料別紙
10	平成19年度秋田市老人保健医療事業会計予算の件	資料別紙
11	平成19年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	資料別紙

12	平成19年度秋田市介護保険事業会計予算の件	資料別紙
13	平成19年度秋田市病院事業会計予算の件	資料別紙
14	平成19年度秋田市水道事業会計予算の件	資料別紙
15	平成19年度秋田市下水道事業会計予算の件	資料別紙
16	平成18年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件	資料別紙
17	平成18年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件	資料別紙
18	平成18年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件	資料別紙
19	平成18年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件	資料別紙
20	平成18年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第3号）の件	資料別紙
21	平成18年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
22	平成18年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
23	平成18年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
24	平成18年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件	資料別紙

25	平成18年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
26	平成18年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第4号）の件	資料別紙
27	平成18年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
28	平成18年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
29	平成18年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
	「 条 例 案 」 17 件	
30	秋田市部設置条例の一部を改正する件	改正理由 総務部および財政部の所管業務を再編するため、改正しようとするもの 改正要旨 1 総務部の所管する業務に工事の検査に関することを加える。 2 財政部の所管する業務に財産の管理に関することを加える 施行期日 平成19年4月1日から
31	秋田市職員定数条例等の一部を改正する件 ・地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）：平成18年6月7日公布、一部の規定を除き、平成19年4月1日施行	改正理由 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの 改正要旨 次に掲げる条例の規定中「助役」を「副市長」に改め、「収入役」を削る等の規定の整備を行う。 1 秋田市職員定数条例 2 秋田市市税条例 3 特別職の職員の給与に関する条例 4 秋田市助役定数条例 5 秋田市職員等の旅費に関する条例

		<p>6 秋田市公有林野官行造林の保護等に関する条例</p> <p>7 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例</p> <p>8 秋田市特別職報酬等審議会条例</p> <p>9 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例</p> <p>10 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 施行期日等</p> <p>1 平成19年4月1日から。</p> <p>2 収入役に関する所要の経過措置を規定する。</p>
32	秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件	<p>改正理由 本市が社員となっている公益法人へ職員を派遣することができることとするため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 職員を派遣することができる公益法人に、市が社員となっている社団法人を加える。</p> <p>施行期日 平成19年4月1日から</p>
33	秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する件 ・地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号):平成18年6月7日公布、一部の規定を除き、平成19年4月1日施行	<p>改正理由 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の施行および結核診査協議会の廃止に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 条例の規定中「助役」を「副市長」に改めるとともに、結核診査協議会委員の報酬額に関する規定を削る。</p> <p>施行期日 平成19年4月1日から</p>
34	秋田市職員給与条例の一部を改正する件 ・一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第101号):平成18年11月17日公布、平成19年4月1日施行	<p>改正理由 一般職の職員の扶養手当および管理職手当の額を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>1 配偶者を除く3人目以降の扶養親族に係る扶養手当の月額を、5,000円から6,000円</p>

		<p>に引き上げる。</p> <p>2 管理職手当を、現行の定率制から定額制に移行することに伴い、規定を整備する。</p> <p>施行期日等 平成19年4月1日から。この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。</p>
35	秋田市河辺墓地条例の一部を改正する件	<p>改正理由 墓地の改修に伴い、墓地の永代使用料の適正化を図るため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 墓地の永代使用料を次のとおりとする。 面積4㎡の墓地 200,000円(現行134,400円) 面積6㎡の墓地 300,000円(現行201,600円) 面積9㎡の墓地 450,000円(現行302,400円)</p> <p>施行期日等</p> <p>1 施行は、平成19年4月1日から 2 改正後の条例の規定は、施行日以後の使用の許可に係る永代使用料から適用する旨の経過措置を規定する。</p>
36	秋田市河辺総合福祉交流センター条例の一部を改正する件	<p>改正理由 河辺総合福祉交流センターの情報交流室の廃止等をするため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 情報交流室および第1健康学習室を廃止し、第2健康学習室を健康学習室とする。</p> <p>施行期日 平成19年4月1日から</p>
37	秋田市立夜間休日応急診療所条例の一部を改正する件	<p>改正理由 手数料の適正化を図るため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>1 死亡診断書の文書料の額を、1,050円から2,100円に引き上げる。</p> <p>2 診断書等を同時に2通以上交付する場合に加算する額を、520円から525円(死亡診断書にあっては、1,050円)に引き上げる。</p> <p>施行期日等</p> <p>1 施行は、平成19年4月1日から 2 改正後の条例の規定は、施行日以後の診</p>

38 秋田市感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する件

・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）：平成18年12月8日公布、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

断書等の交付に係る手数料から適用する旨の経過措置を規定する。

改正理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）の施行に伴い、感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）の組織を改めるため、改正しようとするもの

改正要旨

- 1 協議会の委員の定数を「6人以内」から「9人以内」とし、その区分ごとの人数を次のとおりとする。
 - (1) 感染症指定医療機関の医師 3人以上
 - (2) 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 1人以上
 - (3) 法律に関し学識経験を有する者又は医療および法律以外の学識経験を有する者 1人以上
- 2 協議会に副会長を2人置くこととする。
- 3 協議会の会議は、1の(1)の委員が3人以上、1の(2)および(3)の委員がそれぞれ1人以上出席しなければ開催できないこととする。

施行期日等

- 1 施行は、平成19年4月1日から
- 2 結核診査協議会条例は、廃止する。

39 秋田市精神障害者小規模作業所条例の一部を改正する件

(注)地域活動支援センターは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく施設

改正理由

精神障害者小規模作業所を地域活動支援センター（以下「センター」という。）に移行するため、改正しようとするもの

改正要旨

- 1 条例の題名を「秋田市地域活動支援センター条例」とし、施設の名称を改める。
- 2 センターが行う事業に、創作的活動の機会の提供に関すること等を加える。
- 3 センターの使用者に、精神障害者以外の障害者を加える。

施行期日 平成19年4月1日から

40	秋田市雄和山水荘条例を廃止する件	<p>廃止理由 雄和山水荘を廃止するため、廃止しようとするもの</p> <p>施行期日 平成19年4月1日から</p>
41	秋田市河辺生産物直売所施設条例の一部を改正する件	<p>改正理由 河辺生産物直売所施設(以下「直売所施設」という。)の使用料の徴収、使用料の額等について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>1 直売所施設の使用料は、1月につき5,500円とし、使用を許可する際に徴収することとする。</p> <p>2 既納の使用料は、原則として還付しないこととする。</p> <p>施行期日 平成19年4月1日から</p>
42	<p>秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・道路法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第357号):平成18年11月15日公布、平成19年1月4日施行</p>	<p>改正理由 自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具による道路の占用に係る占用料の額を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具による道路の占用に係る占用料の額は、占用面積1㎡につき近傍類似の土地の時価に0.018を乗じて得た額とする。</p> <p>施行期日 公布の日から</p>
43	市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する件	<p>改正理由 使用料および手数料の適正化を図るため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>1 分べん介助料のうち分べんおよび帝王切開に係る使用料を引き上げる。</p> <p>2 人間ドックの検査項目の変更等に伴い、人間ドック料の区分を改め、その区分ごとの使用料の額を定める。</p> <p>3 死亡診断書等の9の文書料の額を引き上げる。</p>

		<p>4 特定疾患臨床個人調査票等の5の文書料の額を新たに規定する。</p> <p>施行期日等</p> <p>1 施行は、平成19年4月1日から</p> <p>2 改正後の条例の規定は、施行日以後の診療又は利用に係る使用料および手数料から適用する旨の経過措置を規定する。</p>
44	秋田市立学校設置条例の一部を改正する件	<p>改正理由</p> <p>太平小学校木曾石分校を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>太平小学校木曾石分校を廃止する。</p> <p>施行期日 平成19年4月1日から</p>
45	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	<p>改正理由</p> <p>2の水道事業および5の簡易水道事業を1の水道事業に統合するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>秋田市水道事業および雄和地区水道事業ならびに仁別地区、和田地区、河辺南部地区、岩見三内地区および南雄和地区の各簡易水道事業を1の水道事業に統合し、規定の整備を行う。</p> <p>施行期日等</p> <p>1 施行は、規則で定める日から</p> <p>2 秋田市水道事業給水条例の一部を改正し、規定の整備を行う。</p>
46	秋田市下水道条例の一部を改正する件	<p>改正理由</p> <p>指定排水設備工事業者の指定および排水設備工事責任技術者の登録等について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>1 指定排水設備工事業者の指定は、排水設備の新設等の工事の事業を行う者の申請により行うこととする。</p> <p>2 管理者は、1の申請を行った者が、秋田県内に営業所を有する者であること等の指</p>

定の基準に適合していると認めるときは、指定を行うこととする。

3 管理者は、指定排水設備工事業者が指定の基準に適合しなくなったとき等に、指定の取消し等を行うことができることとする。

4 指定排水設備工事業者は、管理者の登録を受けた排水設備工事責任技術者(以下「工事責任技術者」という。)を専属させなければならないこととする。

5 工事責任技術者の登録を受けようとする者は、管理者に申請しなければならないこととする。

6 管理者は、工事責任技術者がその職務について不正な行為等をしたと認められるとき等にその登録の取消し等を行うことができることとする。

施行期日等

1 施行は、平成19年4月1日から

2 施行日前に秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の規定によりなされた処分等で改正後の条例に相当する規定があるものは、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす旨の経過措置を規定する。

「 単 行 案 」 17 件

47 包括外部監査契約を締結する件

平成19年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの

- ・ 契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告
- ・ 契約の始期 平成19年4月1日
- ・ 契約の金額 13,314,000円を上限とする額
- ・ 契約の相手 堀井照重(資格:公認会計士)

根拠法:地方自治法第252条の36第1項

48 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についての協議に関する件

平成19年2月1日に秋田県後期高齢者医療広域連合が設置されたことに伴い、同広域連合を秋田県市町村総合事務組合に加入させることおよび地方自治法の一部改正に伴い、同組合同規約の一部を変更するため、議会の議決

49 字の区域を設置する件

を求めようとするもの

根拠法：地方自治法第290条

県営ほ場整備事業（雄和種沢地区）の施行に伴い、字の区域を設置するため、議会の議決を求めようとするもの

字名	設定区域
雄和種沢字種沢	雄和種沢字下谷畑、雄和種沢字上谷畑、雄和種沢字山田、雄和種沢字荒巻、雄和種沢字記念田、雄和種沢字前田、雄和種沢字潜龍寺前、雄和種沢字堤ヶ沢、雄和種沢字野中、雄和種沢字大沢、雄和種沢字太子前および雄和種沢字沼田の各一部

50 秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

根拠法：地方自治法第260条第1項

保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの

- ・ 指定管理者
保戸野地区コミュニティセンター管理運営委員会
- ・ 指定の期間
平成19年4月1日～平成24年3月31日

根拠法：地方自治法第244条の2第6項

51 秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの

- ・ 指定管理者
川尻地区コミュニティセンター管理運営委員会
- ・ 指定の期間
平成19年4月1日～平成24年3月31日

52 秋田市河辺戸島ふるさとセンターの指定管理者を指定する件

河辺戸島ふるさとセンターの指定管理者を指定しようとするもの

- ・ 指定管理者
戸島町内会
- ・ 指定の期間
平成19年4月1日～平成24年3月31日

53	秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者を指定する件	<p>雄和左手子交流センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社団法人左手子報徳会 ・ 指定の期間 平成19年4月1日～平成24年3月31日
54	秋田市御所野交流センターの指定管理者を指定する件	<p>御所野交流センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人秋田けやき会 ・ 指定の期間 平成19年4月1日～平成24年3月31日
55	秋田港振興センターおよび秋田市ポータタワーの指定管理者を指定する件	<p>秋田港振興センターおよび秋田市ポータタワーの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 秋田県貿易株式会社 ・ 指定の期間 平成19年4月1日～平成22年3月31日
56	秋田市河辺畜産経営環境整備施設の指定管理者を指定する件	<p>河辺畜産経営環境整備施設の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 秋田市河辺たい肥センター管理組合 ・ 指定の期間 平成19年4月1日～平成24年3月31日
57	市道路線を廃止する件	<p>県道の整備に伴い重複した路線を整理するため、廃止しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止路線　1路線　延長202.90m <p>根拠法：道路法第10条第3項</p>
58	市道路線を認定する件	<p>宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定路線　　8路線　延長1,819.30m <p>認定後の市道総延長　約1,957km</p> <p>根拠法：道路法第8条第2項</p>

59	秋田市中央卸売市場会計への繰入額を変更する件	<p>中央卸売市場会計の事業推進のための一般会計からの繰入額（平成18年度）を変更しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 25,953千円以内 ・変更後 28,580千円以内 ・変更額 2,627千円増 <p>根拠法：地方財政法第6条</p>
60	秋田市農業集落排水会計への繰入額を変更する件	<p>農業集落排水会計の事業推進のための一般会計からの繰入額（平成18年度）を変更しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 218,060千円以内 ・変更後 149,059千円以内 ・変更額 69,001千円減
61	秋田市中央卸売市場会計へ繰り入れる件	<p>中央卸売市場会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成19年度）を行おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金額 34,131千円以内
62	秋田市農業集落排水会計へ繰り入れる件	<p>農業集落排水会計会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成19年度）を行おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金額 200,396千円以内
63	秋田市大森山動物園会計へ繰り入れる件	<p>大森山動物園会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成19年度）を行おうとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金額 342,526千円以内
「追加提案」		
「人事案」 3 件		
64	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	<p>現教育委員会委員千葉昭氏の任期満了（平成19年3月31日）に伴い、その後任の任命について同意を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期 4 年 <p>根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項</p>

65	秋田市監査委員の選任について同意を 求める件	<p>現監査委員菊谷明氏の任期満了（平成19年 3月31日）に伴い、その後任の選任について 同意を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>根拠法：地方自治法第196条第1項</p>
66	秋田市固定資産評価審査委員会委員の 選任について同意を求める件	<p>現固定資産評価審査委員会委員木村了氏の 任期満了（平成19年3月29日）に伴い、その 後任の選任について同意を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>根拠法：地方税法第423条第3項</p>